

## 栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年 7 月 25 日

栃木県監査委員 板 橋 一 好  
同 若 林 和 雄  
同 金 井 弘 行  
同 石 崎 均

### 監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
矢板高等学校（「塩谷高等学校」を含む。）	平成25年10月22日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ全期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件139,240円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
今市高等学校	平成25年11月19日	給与事務のうち、勤勉手当において、基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間を除算することとなっているが、育児休業期間のみを除算したことから、過支給となっているものが1件54,687円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。
益子芳星高等学校	平成25年11月22日	給与事務のうち、通勤手当において、特別休暇等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった期間の手当を支給したため、過支給となっているものが1件148,560円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員が通勤手当の一時停止登録の確認及び審査を確実に実施し、適正な事務執行に努めます。
黒磯南高等学校	平成25年12月20日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間を誤ったことから過支給となっているものが、期末手当1件75,400円、勤勉手当1件10,463円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
栃木特別支援学校	平成26年 1 月 14 日	給与事務のうち、超過勤務手当の支給において、支給の対象となる時間は、超過勤務命令時間から休憩時間を差し引いた時間とすべきところ、この差引きを	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。

		しなかったため、過支給となっているものが18件51,341円あった。	
真岡工業高等学校	平成26年1月23日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、基準日以前6か月の全期間を除算したため、支給不足となっているものが1件265,809円あった。	支給不足分については、的確に追給処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底し、適正な事務執行に努めます。
聾学校	平成26年1月28日	給与事務のうち、期末手当において、再任用職員の支給割合の適用を誤ったことから、過支給となっているものが1件149,685円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
河内教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない育児休業職員は支給除外とするところ、週休日である産後休暇を勤務した期間に相当する期間としたことから、過支給となっているものが1件285,429円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会等を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、当所においては複数職員による審査・確認のチェック体制をなお一層徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
		給与事務のうち、期末手当において、支給割合の適用を誤ったことから、支給不足となっているものが1件79,380円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、再発防止のため、研修会等を通じて小中学校の事務指導を徹底するとともに、当所においては複数職員による審査・確認のチェック体制をなお一層徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
芳賀教育事務所	平成26年2月7日	給与事務のうち、期末手当において、基準日現在勤務している職員について、基準日以前6か月の期間のうち一部無給休職となっていた期間を除算したことから、支給不足となっているものが1件235,349円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。また、小中学校事務担当者に対しては、期末手当の除算期間について周知しました。今後は、小中学校事務担当者研修会等で、再度、期末手当の除算期間の計算について周知するとともに、当所においては、複数職員による相互チェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。